

太平物産(株)の製造肥料に係る特別栽培農産物等の取扱いについて

農林水産部

1 肥料の成分分析の結果について

- 全国農業協同組合連合会（JA全農）が肥料問題を公表した11月5日の時点においては、肥料の成分内容が示されなかったことから、県産農産物の安全・安心を守るため、緊急的な対応として特別栽培農産物認証の再判定及び環境保全型農業直接支払交付金の要件適否の判断（以下、「再判定等」という。）に必要な肥料の成分分析をJA全農秋田県本部に要請してきたところである。
- JA全農秋田県本部では、(株)秋田県分析化学センターに成分分析を依頼し、11月25日付けで県に対し、分析結果の報告があった。
- なお、今回の対応は緊急的に行ったものであることから、県内に流通し、再判定等に影響があると考えられる27銘柄について、急ぎよ取り寄せた各1サンプルについて分析したものである。
- 分析結果は、次のとおりである。（別紙参照）
 - ・ 分析対象とした27銘柄のうち、14銘柄は無機態窒素が保証票表示成分（肥料袋やカタログに記載されている成分）の範囲内であることから、再判定等に影響を与えない。
 - ・ 13銘柄は、無機態窒素が保証票表示成分より多いことから、再判定等に影響を与える可能性がある。

2 特別栽培農産物認証について

- 特別栽培農産物として農業公社が認証済みの192件のうち、太平物産(株)の肥料が使用された69件について、JA全農秋田県本部が実施した成分分析結果をもとに、再判定に係わる試算を農業公社に依頼したところ、59件は、無機態窒素の分量が特別栽培農産物認証の基準値内（慣行栽培の半分以下）であり、基準値を超えるものは10件であった。

【特別栽培農産物認証の状況】

| 認証申請 | 内 訳 | | 太平物産製造 肥料未使用 | 太平物産製造肥料使用 | |
|----------|------|-------|-----------------|---------------|----------------|
| | | | | 試算による 基準値内 | 試算による 基準値超過 |
| 件数 259 件 | 認証済み | 192 件 | 123 件 | 59 件 | 10 件 |
| | 今後認証 | 67 件 | | | |

3 有機JAS農産物について

- 11月20日、有機JASを所管している農林水産省から、全農商品名「おらほの肥し」が、有機JAS規格上使用できない肥料であること、秋田県内で4認定事業者（うち農業公社認定2事業者）が当該肥料を使用しており、現在、未出荷分の有機農産物は格付停止、及び出荷済み農産物には、有機JASマークの除去等を関係機関に要請しているとの通知があった。
- なお、有機農産物は、化学合成された農薬・肥料を2年以上使用しないほ場で生産されることが基本的な要件となっているが、今般の4認定事業者は、
 - ・ 当該肥料の使用に帰責性がない。
 - ・ ほ場についても、一般のほ場と異なり、有機ほ場として適切に管理が行われてきている。ことから、当該肥料の最終使用日から1年以上経過した後に収穫される場合は、再度、有機農産物としての格付けが可能となる特例措置が講じられた。

4 環境保全型農業直接支払交付金について

- 交付金の対象予定の17市町村32申請団体のうち、太平物産(株)の肥料の使用が確認された5市町村7申請団体について、JA全農秋田県本部の分析結果をもとに、肥料成分に係わる交付要件の適否を検証した結果、4市町村5申請団体が交付要件を満たさなくなるものと見込まれる。

5 今後の対応について

- 本県において成分分析を進めている中で、JA全農は、太平物産(株)の各工場等で詳細に調査した結果、肥料は「当初設計」ではなく「工場設計」により製造されていることを確認したとして、11月20日に、「特別栽培農産物に係るガイドライン」に合致しているかどうかの判断に活用してもらうため、783銘柄の窒素全量、化学肥料由来窒素含有率、有機由来窒素含有率を公表した。
- また、同日、農林水産省はJA全農の公表値を再判定等の判断に資するよう、都道府県等に情報提供している。
- 上記2及び上記4で再判定等を行ったものについて、JA全農の公表値をもとに再判定等に係る試算・検証を行ったところ、JA全農秋田県本部の成分分析結果に基づいて行った場合とほぼ同様の結果となった。
- こうした状況に加えて、今後JA全農の公表値が全国的な基準としての活用が想定されること、今回の成分分析は緊急的なサンプル調査であること等から、再判定等にあたってはJA全農の公表値を活用していくものとする。

- 農業公社では、問題発生後、認証申請者に対し丁寧な説明に努めているところであり、基準値内の案件に対しては、速やかに再認証通知書を送付することとしている。

また、農業公社認証以外の生産者に対しても、県（地域振興局）が再判定についての相談にきめ細かく対応するとともに、生産者の求めに応じて、窒素成分が特別栽培農産物としての基準を満たしている場合は、「確認書」を発行する。

- この度の肥料問題で、特別栽培農産物や有機農産物として販売できなくなるものがあることは極めて遺憾なことであり、今後ともJA全農に対し、補償などについて誠意ある対応を求めていくとともに、県としても秋田米の評価向上に向けた取組を積極的に進めていく。

JA全農秋田県本部から報告のあった肥料の成分分析結果

| | 銘柄名 | 保証票表示成分 | | | 分析結果 (注2) | | | 特別栽培農産物等の再判定に影響を与える可能性のあるもの ④ (注4) |
|----|------------------------|-----------------|---------------------------|---------------------------|------------------|----------------------------|--------------------|--|
| | | 全窒素 (%) ① | 有機態窒素 (%) ② (注1) | 無機態窒素 (%) ③ (注1) | 全窒素 (%) ①' | 有機態窒素 (%) ②' (注3) | 無機態窒素 (%) ③' | |
| 1 | AUF(苗床) | 4.0 | - | (4.0) | 4.5 | 1.7 | 2.8 | |
| 2 | JA新あきたこまち専用 | 12.0 | - | (12.0) | 11.7 | <0.1 | 11.7 | |
| 3 | おばこロマンみのり | 15.0 | - | (15.0) | 15.5 | 0.9 | 14.6 | |
| 4 | クミアイ稚苗用2号T(箱育苗専用肥料2号) | 5.0 | - | (5.0) | 7.0 | 0.1 | 6.9 | ● |
| 5 | 稲桜テンオール | 10.0 | (5.2) | (4.8) | 11.5 | 0.5 | 11.0 | ● |
| 6 | 稲職人/白神稲職人 | 10.0 | (5.2) | (4.8) | 11.3 | 1.4 | 9.9 | ● |
| 7 | 稲専科355 | 13.0 | - | (13.0) | 12.3 | 0.3 | 12.0 | |
| 8 | 基肥一発オール10 | 10.0 | (5.0) | (5.0) | 12.2 | 3.5 | 8.7 | ● |
| 9 | 基肥名人 | 12.0 | - | (12.0) | 12.4 | 0.5 | 11.9 | |
| 10 | 限定めんこいな専用540 | 15.0 | - | (15.0) | 15.0 | 0.1 | 14.9 | |
| 11 | 根付複合 | 10.0 | - | (10.0) | 11.9 | <0.1 | 11.9 | ● |
| 12 | 新あきた追肥専用 | 15.0 | - | (15.0) | 14.6 | 0.5 | 14.1 | |
| 13 | 新たかのす米美人 | 13.0 | - | (13.0) | 12.7 | 0.7 | 12.0 | |
| 14 | 新ロング入り育苗 | 11.0 | - | (11.0) | 12.0 | 3.5 | 8.5 | |
| 15 | 新追肥一番 | 30.0 | - | (30.0) | 31.3 | <0.1 | 31.3 | ● |
| 16 | 直播専用019 | 20.0 | - | (20.0) | 18.8 | 0.6 | 18.2 | |
| 17 | 特裁専用276 | 12.0 | (6.4) | (5.6) | 14.3 | 4.6 | 9.7 | ● |
| 18 | 特別栽培米穂肥専用040(有機こまち追肥用) | 10.0 | (5.5) | (4.5) | 11.5 | 1.3 | 10.2 | ● |
| 19 | 配合A苗代 | 10.0 | - | (10.0) | 11.7 | 1.0 | 10.7 | ● |
| 20 | 有機こまち277/こだわり277 | 12.0 | (7.1) | (4.9) | 13.0 | 2.7 | 10.3 | ● |
| 21 | まんてん有機/いりどり有機 | 10.0 | (10.0) | (0.0) | 10.4 | 10.1 | 0.3 | ● |
| 22 | おらほの肥し | 7.0 | (7.0) | (0.0) | 7.9 | 5.9 | 2.0 | ● |
| 23 | 有機入り野菜専用 | 13.0 | - | (13.0) | 12.5 | 1.4 | 11.1 | |
| 24 | 831ひまし油粕ペレット(おらほの油粕) | 8.0 | (8.0) | (0.0) | 9.4 | 9.1 | 0.3 | ● |
| 25 | かつのりんご有機30(かつの果樹) | 12.0 | - | (12.0) | 11.5 | 1.7 | 9.8 | |
| 26 | 北限のもも専用 | 10.0 | - | (10.0) | 10.0 | 1.9 | 8.1 | |
| 27 | あきた枝豆V558 | 15.0 | - | (15.0) | 14.5 | 2.3 | 12.2 | |
| | | | | | | | | 13 |

注1: 「保証票表示成分」の②「有機態窒素」は、カタログに記載されているもの、③「無機態窒素」は、①「全窒素」-②「有機態窒素」(カタログ記載値)での参考値である。

注2: 分析結果は、各銘柄1袋のサンプルでの分析値である。

注3: 分析結果の②'「有機態窒素」は、①'「全窒素」-③'「無機態窒素」での値である。

注4: ④「特別栽培農産物等の再判定に影響を与える可能性のあるもの」欄は、分析結果の③'「無機態窒素」が「保証票表示成分」の③「無機態窒素」を上回り、再判定に影響を与える可能性があるものに「●」を付している。